

◎児童発達支援

必須書類：別記様式第5号、別記様式第5号別紙1

加算項目	要件	提出書類	備考
基本報酬		別紙61-1 別紙61-3(医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する場合)	
人工内耳装用児支援加算	(Ⅰ)児童発達支援センター(聴力検査室を設置)において、眼下・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装着している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合 (Ⅱ)児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、眼下・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装着している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合	別紙90	
児童指導員等加配加算	児童指導員等又はその他従業員を加配した場合、配置形態(常勤・非常勤等)及び児童福祉事業に従事した経過年数に応じ加算	別紙63 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類(資格証の写し等)	異なる算定区分の職員で要件を満たす場合には、より区分の低い方で算定する
専門的支援体制加算	理学療法士等を加配した場合、職種に応じ加算	別紙67 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類(資格証の写し等)	
看護職員加配加算	重心対象事業所において、以下の人員配置を満たし、医療的ケアを要する障害児を規定の数以上受け入れている (Ⅰ)看護職員を常勤換算方法で1名以上加配 (Ⅱ)看護職員を常勤換算方法で2名以上加配	別紙62 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類(資格証の写し等)	
共生型サービス体制強化加算	(共生型のみ) イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合	別紙68 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類(資格証の写し等)	共生型のみ
食事提供加算	(Ⅰ)下記要件全てを満たすこと ・児童発達支援センター内の調理室で調理した食事であること ・栄養士が献立を確認し、障害児ごとに配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと ・提供した食事について、障害児ごとに摂取状況を把握し記録すること ・定期的に障害児の身体の成長状況を把握し記録すること ・食に関する体験の提供等の取組を計画的に実施していること ・家族等からの食事や栄養に関する相談等について対応していること (Ⅱ)上記要件の「栄養士」を「管理栄養士」に読み替え、全ての要件を満たすことに加え、年に1回以上、障害児の家族等に対して食事や栄養に関する研修会等を開催し、食事に関する情報提供を行うこと。	別紙88 要件を満たすことを確認できる書類(資格証の写し等)	児童発達支援センターに限る
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第6号:勤務形態一覧表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	多機能型は、全サービスの合計で算定する
栄養士配置加算	(Ⅰ)常勤の管理栄養士又は栄養士を配置している (Ⅱ)非常勤の管理栄養士又は栄養士を配置している	別紙14 要件を満たすことを確認できる書類(資格証の写し等)	調理委託している場合は算定不可
強度行動障害児支援加算	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合	別紙66 別記様式第6号:勤務形態一覧表 研修修了証の写し	
送迎加算	居宅等と事業所間の送迎を行う (イ)障害児(重症児以外)の場合 (ロ)障害児(医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している児童)の場合	別紙12-2	・送迎の記録を整備すること ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定
延長支援加算	基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(5時間)の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合	別紙11 運営規程	
入浴支援加算	医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合	別紙84 入浴設備がわかる図面又は写真 安全計画(入浴に係るもの)	

中核機能強化加算	(Ⅰ)基本要件に加え①～③全てを満たしている (Ⅱ)基本要件に加え①、②を満たしている (Ⅲ)基本要件に加え①又は②のいずれかを満たしている 基本要件:市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応するための支援体制、保育所等訪問支援の実施、障害児相談支援の実施、取組内容の公表、外部評価の実施及び職員研修の実施等 ①関係機関との連携やインクルージョンの推進等、地域支援や支援のコーディネートなどの専門的な知識・経験を有する専門人材を配置 ②障害特性を踏まえた専門的な支援やチーム支援の実施、人材育成等障害児支援の専門的な知識・経験を有する専門人材を配置 ③多職種を配置し、多職種連携による専門的な支援を実施	別紙86 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類 (資格証の写し等)	児童発達支援センターに限る
中核機能強化事業所加算	市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置し自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関と連携体制を確保し、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取組んだ場合に加算	別紙86 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類 (資格証の写し等)	児童発達支援センターを除く
視覚・聴覚・言語機能障害時支援加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して、支援を行った場合	別紙91	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎放課後等デイサービス

必須書類：別記様式第5号、別記様式第5号別紙1

加算項目	要件	提出書類	備考
基本報酬		別紙61-2 別紙61-3(医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する場合)	
児童指導員等加配加算	児童指導員等又はその他従業員を加配した場合、配置形態(常勤・非常勤等)及び児童福祉事業に従事した経験年数に応じ加算	別紙63 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類(資格証の写し等)	・障害福祉サービス経験者を配置する事業所においては、従業者の員数と加配職員の員数の総数のうち、児童指導員又は保育士を2名以上(常勤換算)していることが必要 ・異なる算定区分の職員で要件を満たす場合には、より区分の低い方で算定する
専門的支援体制加算	理学療法士等を加配した場合、職種に応じ加算	別紙67 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類(資格証の写し等)	保育士を配置した場合は算定対象とならない
看護職員加配加算	重心対象事業所において、以下の人員配置を満たし、医療的ケアを要する障害児を規定の数以上受け入れている (Ⅰ)看護職員を常勤換算方法で1名以上加配 (Ⅱ)看護職員を常勤換算方法で2名以上加配	別紙62 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類(資格証の写し等)	医療的ケアを要する障害児に対して支援を提供することが可能な旨を公表すること
共生型サービス体制強化加算	(共生型の場合に限る) イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合	別紙68 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類(資格証の写し等)	
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第6号:勤務形態一覧表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	多機能型は、全サービスの合計で算定する
個別サポート加算(Ⅰ)	ケアニーズの高い障害児に対して(強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者を配置し)支援を行った場合	別紙92 要件を満たすことを確認できる書類(資格証の写し等)	記録を整備すること
強度行動障害児支援加算	(Ⅰ)強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合 (Ⅱ)強度行動障害支援者養成研修(中核の人材養成研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準30点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合	別紙66 別記様式第6号:勤務形態一覧表 研修修了証の写し	
送迎加算	居宅等と事業所間の送迎を行う (イ)障害児(重症児以外)の場合 (ロ)障害児(医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している児童)の場合	別紙12-2	・送迎の記録を整備すること ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定 ・基本報酬が算定できない場合、欠席時対応加算(Ⅱ)を算定している場合には算定不可
延長支援加算	基本報酬における最長の時間区分に対応した時間の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合	別紙11 運営規程	
中核機能強化事業所加算	市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置し自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関と連携体制を確保し、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取組んだ場合に加算	別紙86 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類(資格証の写し等)	
入浴支援加算	医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合	別紙84 入浴設備がわかる図面又は写真 安全計画(入浴に係るもの)	
人工内耳装用児支援加算	(Ⅰ)児童発達支援センター(聴力検査室を設置)において、眼下・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合 (Ⅱ)児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、眼下・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合	別紙90	

視覚・聴覚・言語機能障害時 支援加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通 に関して専門性を有する人材を配置して、支援を行った場合	別紙91	
-----------------------	--	------	--

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎居宅訪問型児童発達支援

必須書類：別記様式第5号、別記様式第5号別紙1

加算項目	要件	提出書類	備考
訪問支援員特別加算	保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置し、当該職員が支援を行う場合 (Ⅰ)業務従事10年以上の職員の場合 (Ⅱ)業務従事5年以上10年未満の職員の場合	別紙67 別記様式第6号:勤務形態一覧表 資格証の写し	
多職種連携支援体制	訪問支援員特別加算の対象となり訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合	別紙67 別記様式第6号:勤務形態一覧表 資格証の写し	
強度行動障害児支援加算	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修又は実践研修)を修了した職員が支援を行った場合	別紙66 別記様式第6号:勤務形態一覧表 研修修了証の写し	

※必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎保育所等訪問支援

必須書類：別記様式第5号、別記様式第5号別紙1

加算項目	要件	提出書類	備考
訪問支援員特別加算 (専門職員が支援を行う場合)	以下のいずれにも当てはまる ①実務経験年数(5年以上又は10年以上)を満たしている ②心理指導担当職員は、大学で、心理学を専修する学科等を卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者	別紙39 別記様式第21号:実務経験証明書 資格証の写し	
多職種連携支援体制	訪問支援員特別加算の対象となり訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合	別紙67 別記様式第6号:勤務形態一覧表 資格証の写し	
強度行動障害児支援加算	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修又は実践研修)を修了した職員が支援を行った場合	別紙66 別記様式第6号:勤務形態一覧表 研修修了証の写し	

※必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎福祉型障害児入所施設

必須書類：別記様式第5号、別記様式第5号別紙1

加算項目	要件	提出書類	備考
日中活動支援加算	一定の経験を有する職業指導員を専任で配置し、将来における生活も考慮した施設における日中活動に関する計画を作成し、支援を行った場合	別紙93 別記様式第6号：勤務形態一覧表	
重度障害児支援加算	重度の障害児が、一定の基準を満たす施設を利用した場合 (追加①) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の修了者を1以上配置し、支援計画シートを作成する	別紙40 別記様式第6号：勤務形態一覧表 研修修了証の写し	
強度行動障害児特別支援加算	強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して支援を行う場合 (Ⅰ)強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置 (Ⅱ)強度行動障害支援者養成研修(中核の人材養成研修)を修了した職員を配置	別紙41 別記様式第6号：勤務形態一覧表 研修修了証の写し (受講予定者は、受講計画の写し)	
心理担当職員配置加算	以下のいずれにも当てはまる ①心理担当職員を専任で1名以上配置している ②心理指導に必要な部屋や設備を有している ③対象となる児童が5人以上いる ※公認心理師を配置している場合は、さらに加算	別紙32 別記様式第6号：勤務形態一覧表 (公認心理師配置の場合)資格証の写し	強度行動障害児特別支援加算を算定している場合は、算定不可
看護職員配置加算	看護職員を専任で1名以上加配している	別紙65 別記様式第6号：勤務形態一覧表 看護師免許又は契約書等の写し	
児童指導員等加配加算	以下の従業者を加配している (イ)理学療法士等を配置する場合 (ロ)児童指導員等を配置する場合	別紙63 別記様式第6号：勤務形態一覧表 要件を満たすことを確認できる書類 (資格証の写し等)	
ソーシャルワーカー配置加算	以下に掲げるソーシャルワーカーを1名以上配置した場合に算定 ・社会福祉士 ・障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者	別紙74 別記様式第6号：勤務形態一覧表 要件に該当していることを証明する書類	
自活訓練加算	訓練により自活が可能になると見込まれる障害児に対して、一定期間集中して個別指導を行う (Ⅰ)同一敷地内に自活訓練用の居室がある (Ⅱ)同一敷地内に自活訓練用の居室の確保が困難である	別紙42 居室生活移行計画	同一の指定福祉型障害児入所施設に入所している期間中に、合計で360日まで算定可能
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第6号：勤務形態一覧表 (Ⅰ)(Ⅱ)：資格証の写し (Ⅲ)：別紙7	
栄養士配置加算	(Ⅰ)常勤の管理栄養士又は栄養士を配置している (Ⅱ)非常勤の管理栄養士又は栄養士を配置している	別紙14 資格証の写し 別記様式第6号：勤務形態一覧表	・調理委託している場合は算定不可
栄養マネジメント加算	以下のいずれにも当てはまる ① 常勤の管理栄養士を1名以上配置している ② 入所者ごとの栄養ケア計画を作成している ③ 入所者の栄養状態を定期的に記録していること ④ 栄養ケア計画の進捗状況評価し、当該計画を見直している	別紙14 資格証の写し 別記様式第6号：勤務形態一覧表	・H27より栄養士の配置では、加算要件を満たさない
小規模グループケア加算	(Ⅰ)定員4～6名 (Ⅱ)定員7～8名(一部定員9～10名) 専任の児童指導員又は保育士を1以上配置し、障害児に対し小規模なグループによる支援を行った場合、グループでケアする障害児の数に応じ、加算	別紙34 別記様式第6号：勤務形態一覧表 別記様式第15号：平面図	

<p>障害者支援施設等感染対策向上体制加算</p>	<p>(I)下記の要件全てを満たす場合に加算 ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ・協力医療機関等との間で感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること ・医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年に1回以上参加していること (II)医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けていること</p>	<p>別紙78</p>	
---------------------------	--	-------------	--

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎医療型障害児入所施設

必須書類：別記様式第5号、別記様式第5号別紙1

加算項目	要件	提出書類	備考
重度障害児支援加算	重度の障害児が、一定の基準を満たす施設を利用した場合 (追加①) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の修了者を1以上配置し、支援計画シートを作成する	別紙40 別記様式第6号:勤務形態一覧表 研修修了証の写し	
強度行動障害児特別支援加算	強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して支援を行う場合 (Ⅰ)強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置 (Ⅱ)強度行動障害支援者養成研修(中核の人材養成研修)を修了した職員を配置	別紙41 別記様式第6号:勤務形態一覧表 研修修了証の写し (受講予定者は、受講計画の写し)	
心理担当職員配置加算	以下のいずれにも当てはまる ①心理担当職員を専任で1名以上配置している ②心理指導に必要な部屋や設備を有している ③対象となる児童が5人以上いる ※公認心理師を配置している場合は、さらに加算	別紙32 別記様式第6号:勤務形態一覧表 (公認心理師配置の場合)資格証の写し	
ソーシャルワーカー配置加算	以下に掲げるソーシャルワーカーを1名以上配置した場合に算定 ・社会福祉士 ・障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者	別紙74 別記様式第6号:勤務形態一覧表 要件に該当していることを証明する書類	
自活訓練加算	訓練により自活が可能になると見込まれる障害児に対して、一定期間集中して個別指導を行う (Ⅰ)同一敷地内に自活訓練用の居室がある (Ⅱ)同一敷地内に自活訓練用の居室の確保が困難である	別紙42 居室生活移行計画	同一の指定福祉型障害児入所施設に入所している期間中に、合計で360日まで算定可能
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第6号:勤務形態一覧表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	
保育職員加配加算	児童指導員又は保育士を1以上加配している	別紙64 別記様式第6号:勤務形態一覧表	
小規模グループケア加算	(Ⅰ)定員4~6名 (Ⅱ)定員7~8名(一部定員9~10名) 専任の児童指導員又は保育士を1以上配置し、障害児に対し小規模なグループによる支援を行った場合、グループでケアする障害児の数に応じ、加算	別紙34 別記様式第6号:勤務形態一覧表 別記様式第15号:平面図	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。